

平成30年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成30年12月12日（水曜日）

◎出席議員（12名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	7番 田利正文君
8番 高道洋子君	9番 高橋健一君
10番 星孝道君	11番 高橋秀樹君
12番 井脇昌美君	13番 吉田敏男君

◎欠席議員（1名）

6番 前田秀夫君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 沼田聡君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上田利浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 請 願 第 4 号 日米物品貿易協定交渉に関する請願書（総務産業常任委員会）＜ P 3 ＞
- 日程第 2 意見書案第 3 号 2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書（総務産業常任委員会）＜ P 3 ＞
- 日程第 3 意見書案第 4 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書（総務産業常任委員会）＜ P 3 ～ P 4 ＞
- 日程第 4 一 般 質 問 ＜ P 4 ～ P 3 6 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

6番前田秀夫議員は欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月7日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、最初に12月4日の本会議において、総務産業常任委員会に付託いたしました、請願第4号、意見書案第3号及び意見書案第4号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 請願第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第1 請願第4号日米物品貿易協定交渉にかかわる請願書の件を議題といたします。

本件における、総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、請願第4号日米物品貿易協定交渉に関する請願書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、請願第4号日米物品貿易協定

交渉に関する請願書の件は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

◎ 意見書案第3号

○議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

意見書案提出者からお手元に配付の正誤表のとおり、訂正したい旨、文書をもって議長宛てに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了解をいただきたいと思えます。

日程第2 意見書案第3号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件における、総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第3号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第3 意見書案第4号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件を議題といたします。

本件における、総務産業常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は修正です。

修正部分を読み上げます。

意見書案中、「率先して取り組むべきである。」を「核保有国と非保有国の溝を埋めるため、賢人会議を強力に推進し、リーダーシップをとるべきである。」に修正をし、

「核兵器禁止条約に早急に署名し」を「核兵器禁止条約に署名し」に修正するものであります。

これで、委員長の報告を終わります。

これから、意見書案第4号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は修正です。

まず、本件に対する修正案について、起立によって採決をいたします。

修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

次に、ただいま修正決議した部分を除く原案について起立によって採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり一部修正の上、可決されました。

◎ 一般質問

○議長(吉田敏男君) 日程第4 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1 番熊澤芳潔君。

(1 番熊澤芳潔君 登壇)

○1 番(熊澤芳潔君) それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、北海道大停電(ブラックアウト)について。

2018年9月6日、午前3時7分に北海道胆振東部地震が発生、厚真町で震度7を観測し、3時25分に道内全域約295万戸が停電した。国内発のエリア全域停電となった。

次の点についてお聞きしたい。

1、今回の大規模停電の被害は人災だという責任を求める声もあるが、行政としてはどのように考えるのか。

2つ、町全体の被害の内容と被害総額について。

3つ、被害の中で農業(酪農家)の被害が大きいと思うが、特に発電機の対応と今後の対策について。

また、本町では大型、小型発電機を何台所有しているのか。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 若干、暫時休憩をいたします。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

もう一度、お願いいたします。

2 番目だけ。

○1 番(熊澤芳潔君) 2 番目につきまして抜けました。失礼しました。

町全体の被害の内容と被害総額についてでございます。失礼いたしました。

○議長(吉田敏男君) その前です。

よろしいですよ。

○1 番(熊澤芳潔君) 初めから行きますか。

○議長(吉田敏男君) もう一回やり直してください。

○1 番(熊澤芳潔君) 失礼いたしました。本当に申しわけございません。時間無駄にしました。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、北海道大停電(ブラックアウト)についてでございます。

2018年9月6日、午前3時7分に北海道胆振東部地震が発生、厚真町で震度7を観測し、3時25分には道内全域の約295万

戸が停電した。国内発のエリア全域停電となったが、次の点についてお聞きしたい。

1、今回の大規模停電の被害は人災だという責任を求める声もあるが、行政としてはどのように考えるのか。

2、9月11日現在の被害について、行政報告で報告があったが、その後最終的な被害の内容と被害総額について。

3、被害の中で農業、酪農家の被害が大きいと思うが、特に発電機の対応と今後の対策について。また、本町では大型、小型発電機を何台所有しているか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の北海道大停電（ブラックアウト）についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の人災だという声に対しての考えについてであります。今回のブラックアウトは苫東厚真発電所の停止及び狩勝幹線の送電線の事故による水力発電所の停止の複合要因により発生したものと検証委員会から中間報告が出されております。

人災ではないかという声があるという御質問であります。地震という自然災害により発生したものと認識をしております。

2点目の最終的な被害の内容と被害総額につきましては、酪農家におきまして生乳廃棄が160トンで約1,600万円の被害が発生いたしました。また、停電のために搾乳できなかったことにより、48戸で213頭の搾乳牛が乳房炎を発病し、そのうち1頭が死亡、3頭が廃用牛となりました。

商工関係の被害は総額で1,799万円発生いたしました。内訳は宿泊業で予約キャンセル等により7施設で334万円、小売業で営業中止等による売上損失が10件660万円、食品製造業で商品廃棄等により6件485万円、飲食業で生鮮食品及び冷凍食品の廃棄により14件320万円となっております。

3点目の酪農家の発電機の対応と今後の対

策、町所有の発電機台数でございますが、酪農家の発電機の対応につきましては、足寄町農業協同組合が町内業者から7台の発電機を借り上げ、19戸の酪農家を7ブロックに分けて対応をいたしました。

今後の対応につきましては、酪農家の発電機整備を進めるため、現在足寄町農業協同組合が非常用電源整備費の2分の1の助成を受けられる、独立行政法人農畜産業振興機構の助成事業による導入要望を取りまとめをしているところでございます。

なお、本町で所有している発電機の台数は、大型のものが1台で、これは主に旭町の排水機場のポンプに使用するものでございます。小型のものは49台所有しており、内訳は避難所用が36台、上下水道用5台、道路維持作業用2台、特別養護老人ホーム用1台、降雪期に停電が発生する頻度の高い雌阿寒温泉地区用2台、予備が3台でございます。

本町といたしましては、引き続き関係機関と連携して停電対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。熊澤議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） それでは再質問をさせていただきます。

今1番目のことだったのですけれども、自然災害だよということであるということでございますけれども、ある見方によってはね、北海道ブラックの原因は、北海道電力が抱える脆弱性が本質にあるということでございます。他の電力会社とは全く状況が違うということも言われてございますので、そういった意味では自然災害も含めて、人災も含めてという考え方で私は思うわけですが、そういうことだけちょっとお話しさせていただきたいと思います。

それで2番目の、1番目につきましてはそういうことです。

2番目の質問でございますけれども、国が公共施設で、地方公共団体に対して災害時業務継続に必要な非常用発電機と、今発電機につきましては十分対応できたのかなと思えますけれども、燃料等も十分に確保するように求めているわけでございますけれども、新聞では1,741市町村の中で非常用電源未設置は144団体で、前年度よりも比べて18団体減少したと。126団体が未設置されているということでございますけれども。

それから発電機の稼働可能時間のことでございますけれども、24時間または48時間ということで、減少してきたのですけれども、今回いろいろなことから72時間から72時間以上がふえたとされているわけでございますけれども、市町村によっては1週間以上継続可能な体制を考えているところがありますし、聞きますけれども、この時間等につきましてもちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 総務課長です。お答えいたします。

非常用電源ということで、役場の非常用電源ということでお答えさせていただきたいと思えますけれども、この庁舎、他の市町村に比べましてまだ新しい庁舎で、平成18年に完成しておりますが、この庁舎の非常用電源は4,000リットルタンク、重油タンクと結ばれております。ということで、よその町村のようにタンク小さくて日にちもたないということはございません。4,000リットルですので、相当、相当稼働することができます。

それと、燃料につきましても、石油業の協会と協定を結び、災害協定を結びまして、優先的な融通ということでお願いしているところでございます。今回も十分に間に合っただけですが、さらに足し増しで満タンまで、三日後ぐらいには入れていただきました。

それで、稼働時間でございますけれども、一応72時間というのが国等の防災の指針が

ございまして、この庁舎を建てた当時の指針でございます72時間。その72時間はクリアできるだけの品質を持った非常用電源を整備してございますが、どこまでいけるかというのは、それは性能といいますか、故障がなければ重油が続く限りは動き続けていただけますけれども、動作保証的に意味合いでは72時間以上はいけるけれども、どこまでいけるかというのはちょっとこれは、どこの町村もそうだと思うのですけれども、未知数でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 今庁舎の関係あったのですけれども、他の公共施設については、そういった部分では若干もし話ができれば、お聞きできれば、他の施設についても十分なのかということについてはお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

ほかの施設で非常用電源を備えているのは、自家発電機ですね、備えているのは病院と給食センターでございます。

給食センターにつきましては、給食センターから中学校の体育館に電源を送ることが可能でございます。

稼働時間につきましては、タンクが満タンの状態で、病院ですと320時間。冷暖房使わなければ320時間使えると。冷暖房を使用すると二、三日程度、満タンです、使えるという状況のものが病院の自家発電機の性能でございます。

給食センターにつきましては、満タンの状態で45時間の稼働が必要な性能のものが備えてございます。

公共施設にあるのはこの役場と病院と給食センターの3カ所でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） はい、わかりまし

た。

それと次にですね、今回ブラックアウトによって食品の流通がストップして大変な混乱を起こしたということでございますけれども、議会報告会でも出ましたけれども、避難所の食事の関係でございますけれども、非常食でいいのかとかね、それからまた災害無線の放送で、食糧の備蓄先の状況なども放送してもらえないのかとか、それから全体の行政の対応についてはどうだったのかということのようなこと、それから高齢者の皆さんへの食事の、食糧といいますか、食事といいますか、それに対応についてはどうだったのかということも議会報告会でも出ましたけれども、これの点についてわかる範囲でお願いをいたしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 総務課長です。お答えいたします。

今回の停電に、全町的な停電に対しましての町の対応ということでございますけれども、まず食事の関係で炊き出しですとか、食事が用意されなかった、簡易なものしかなかった、用意されたとしても簡易なものしかなかったのではないかとということでございますけれども、基本的に今回早いところでは23時間ほどで復旧して、一番停電が長いエリアでは45時間ほどでございましたので、おおむね一晩、一晩一日だけの停電でございましたので、まだ食事の用意はせずに、各家庭の備蓄のもので耐え得るだろうということで御用意はいたしませんでした。これが二日、三日というふうに続いていった場合には、各家庭も食糧を使い果たす場合とかいろいろなことがございますので、考えていかなければならないなということで対策のほうでも、対策担当のほうでも検討しておりましたが、一晩で済みましたので、その程度で特に炊き出しとか食事の用意はしなかったという状況でございます。これが長引くとまた状況が変わってきたのかなと考えております。

避難所につきましても、避難所というのは

設置しておりませんで、施設開放ということで4カ所、山間部に3カ所、市街地に1カ所を開きましたが、実際には30人程度の方しか、失礼しました、18人程度の方しかいらっしゃらなくて、その方々も切実に来たわけではなく開いているからちょっと来てみたよというぐらいな感じでして、まだ24時間でしたものですから、皆さん家にいたほうが何かと便利だったので家にいたという状況のようで、もし宿泊規模の方がいたら泊まる手配も考えておりましたが、そういうこともなく皆さん明るいうちには家に帰られたという状況でございましたので、施設開放につきましても、避難所につきましても設置する必要がなく幸いにも終息したということでございますが、設置の準備とか考えというのは持っておりました。

町の対応の、今御質問いただいたところは以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） それでは続きまして3番目でございますけれども、足寄町の酪農家約83戸ですか、だと思っておりますけれども、停電時の発電機の対応が必要だったかと思っておりますけれども、先ほど戸数につきましてはお聞きしましたので、今回はですね、被害で大きい酪農家では1,500万円の被害が出たそうでございますけれども、それからこれから、今続いていると思っておりますけれども、乳房炎等の疾病を含めるとまだ大きくなるとされておりますけれども、こういった部分の発電機の対応につきましては先ほど答弁いただきましたのでわかりました。

それで続きましてですね、補助の関係でございまして、先ほど今答弁で国、道いろいろな形で進めているということでありまして、こういった、私は今回のブラックアウトにつきましても人災でないかなというふうに思っておりますけれども、なるべく個人負担のない形でできないのかということについてお聞きしたいのですけれども、そこら辺のことについて、どういう形で内容に

ついて、発電機が対応できるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

発電機の導入補助ということでの質問かと思うのですが、これはあくまでも個人が購入する部分の2分の1で、50万円であれば25万円と、が補助で助成されて残り25万円は個人で負担するという形になっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） この答申につきましては、本当にもちろん自然災害だと言われてしまえばもうどうにもならないのですけれども、やっぱり関連するやっぱり発電所という会社があるわけですから、そういった意味では全く人災部分がないのだということではないので、少しでも多くの補助金、補助を、北電も含めて対応していただけないのかなというふうには私は思うのですけれども、そこら辺についてはどういうふうに思いますか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

人災なのかどうなのかということについては、私のほうからはどうのこうの言えないのですけれども、今回の地震が起きてこのように酪農家に対する非常用電源設備の助成というか導入、こういったところが、今まではこういう事業がなかったのですけれども、こういうことで各酪農家に対する支援ということになっておると。

これが、いわゆる電力会社も負担しなければという、そういった意見でないかなと思うのですけれども、それについてはどうかということに対しては私のほうからお答えはできないのですけれども、言えることは、こういう大災害起きて今回酪農家含めて、やっぱり非常電源が大事だよと。それに対して要望調査を今している段階なのですけれども、こういう支援という形の中で生かされているものを十分利用させて、活用させてもらって、畜

産農家の生活を守っていくというような形でいければというふうに考えておりますので、ここで他の関係者からの補助というのですか、そういったものは別に現在のところは考えてないという状況であります。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） そういったいろいろな人災に関してあるのですけれども、いずれにしてもやはりなるべくこういうものは負担、国、道、町村それから農協含めてね、他町村では農協全体でやっているような農協もあるようでございますけれども、協議の中なるべく負担を軽減してやると、救っていくということが必要なのだろうなという気がいたしますので、よろしく願いをしたいというふうに思っております。

それから発電機の関係のほかに配電盤ですか、そういったものも、今回のブラックアウトについては農家ばかりでなくていろいろな事業者が当然あったわけですから、そういった意味では発電機の配電盤、要するに切りかえスイッチですか、そういったものもやはりお聞きしますと、つけられますよということですので、そのぐらいいね、電力会社と関係あるのですから、発電機の配電盤の切りかえスイッチぐらいい常時もう、国なのかどうかわかりませんが、つけかえられるような仕組みにしておくということが大切でないかなという気がいたしますけれども、そこら辺の配電盤の要請についてもやはりお聞きしたい、要請のことについてもお聞きしたいことと、そのことについてちょっとどう考えているのをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長でございます。

今言っているのは接続切替器だと思うのですけれども、先ほど言ったように、この独立行政法人のもとの助成の中にもやっぱり切りかえ工事費については助成できるという体制ではなっているのですけれども、今言ったよ

うに電力会社が全てを担うようなという、そういうことに対する要望を含めて、今現在のところはいたしておりません。

いわゆるこれがなぜ出てきたかというのについては、やっぱり畜産農家、大規模停電に伴っての損失補償が大きいということで、何とか支援をしていただけないかというのは出てきて、今回は国ということではなく独立行政法人農畜産機構ですか、ここが担って支援をしていくという形になっておりますので、今言ったような切替器、恐らくピンからキリまでであると思うのですけれども、それについてもこの事業で助成していくということになっております。それに対する要望というのは、今現在のところはしておりません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 要するにさせていただきたいということで強く要請をしていきたい。特に配電盤などは早急につけるといふ必要があるのかなという気がいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（吉田敏男君） 2番目に移ってください。

○1番（熊澤芳潔君） それでは2番目につきまして、質問させていただきます。

任期満了に伴う来春の統一地方選挙の安久津町長の政治姿勢について。

質問の内容でございますけれども、2018年10月23日の新聞紙上で不出馬を発表し後援会にも意向を示しやり切ったとしたが、早い発表に町民にも衝撃が走っていると。選挙公約も実現し、今期選挙では特に町民の皆様と協議検討し知恵を出し合い、ともに行動する協働のまちづくりを基本理念としまして、子供も大人もお年寄りもこの町に住んでよかった、この町に生まれてよかったと思える町民参加の触れ合いのまちづくりを進めるとしたが、この16年間を、約16年を振り返りまして思いをお聞かせ願ひたい。

また、町民の多くは町民の政治姿勢を高く

評価し再出馬を願っていると思うが、出馬の意思について改めてお聞かせ願ひたい。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 任期満了に伴う来春の統一地方選挙の私の政治姿勢についてという一般質問にお答えをいたします。

平成15年5月1日に足寄町長に就任、以降早いもので4期16年の任期満了が近くなっております。

御質問の16年間を振り返っての思いであります。33年間の役場職員から首長就任ということとなり、管理職員全てが私の先輩という中でのスタートということでございました。

就任3カ月後の台風による災害の対応・町村合併問題・役場庁舎建設・農協合併問題・国保病院医師確保・基幹産業である農林業の振興・高齢者・子育て支援・三位一体改革による地方交付税の大幅削減等々、直面する課題の対応、また総合計画の策定・自律プランの策定等、中長期的な取り組みも十分とは言えないまでもそれなりにできたというふうに思っているところでございます。

これらのことを含め、4期16年職務に当たることができたのは、立起時に掲げました「町民・関係機関との連携」による「協働のまちづくり」の実践だったとの思いであります。とりわけ、議長を初め議員各位の御指導・御理解のもと行政運営に当たることができたことと感謝の気持ちでいっぱいあります。

再出馬の意思についてでございますが、これにつきましては再出馬の意思はありませんし、残された任期を全力で全うする考えであります。

以上、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

私どもから再質問というよりも町長の16年の思いだとか、また出馬については聞かき

れてきましたので、私のほうから若干お話をさせていただきまして、これもきょうまでの一部の町民の方の声だとか、それから一部の後援会の方にもちょっとお話聞きましたし、それから私も町長と16年間、約16年やってきましたわけですから、それらを含めて全体を通してちょっとお話しさせていただきながら、質問等も若干ありますので進めさせていただきます。

まずそこでね、不出馬の理由なのですけれども、ここで先ほども言ったように、長期に及びやり切ったという思い、それから体調や年齢も考慮したという理由でございますけれども、平成27年から36年までの第6次総合計画の中での途中でございますし、町にとって重要視をする課題の継続事業も残されているかと思えますし、年齢は66歳ということでございますし、若いわけでございますし、まだまだできるのかなというふうに思いますが、これらは私は不出馬の理由にならないのではないかなというふうには思います。

それで、若干質問をさせていただきますけれども、一つ目には安久津町長、先ほどお話ございました、安久津町長は平成15年の就任以来選挙公約を公表し、その実現に懸命に努力されておりますが、総じて自己評価についてはどのような形に思うのか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしたとおり、いろいろな取り組みもできたというふうに思っております。

もともと最初に立起を決意したというときの思いというのは、もともと私は能力も全くない平凡な人間だというふうに思ってますから、本当に首長などという重責が務まるのかという、そんな思いもあって、そんな気はないよというお話も随分させていただいたのですが、結果としてはやっぱり立起をしようということで決意をしたということになります。それは何かといいますと、自分の能力な

どというのは本当はないというふうには自覚をしていたわけでありまして、やっぱり素晴らしい周りの方々に私は恵まれたこの16年間だったなという、そんな思いをしているところでございます。

いろいろな取り組みしてきましたけれども、何一つとって私がやったのだなどという自慢できるようなものは、私は何一つないというふうに思っております。これは副町長初め役場の職員あるいは議長を初めとする議員の皆さん方含めて、いろいろみんな協力をしながら、こんなことが必要でないのかということも議会のほうにも相談をさせていただいて、提案をさせていただいて、これは議会の中で承認をいただいたというようなことでございますから、これはもうまさしく周りのいろいろな方々に助けられた結果だなど、そんなふうに思っております。

また、先ほども少し触れましたけれども、やっぱり関係機関の御指導、御協力も大変大きなものがあつたなと思っております。

しょっぱなの、先ほど申し上げました、平成15年の台風災害のとき、これ国道1、2、3、4カ所全部いつとき遮断された状況でありましたけれども、当時の自衛隊の4連の普通科連隊も駆けつけてくれましたし、事後処理に当たっては郊南地区の本別の行政区域の中から流れてきたあの土砂含めて大変な状況でありましたけれども、これ開発含めて北海道含めて、これ当時の十勝支庁長も言ったのですけれども、これまさしく関係機関の連携によってその対応もできたなど、こんなお話もいただいているところでありますけれども、本当に町だけではできないことも北海道や国、いろいろな機関の御協力をいただきながら、そういった災害に対処することもできたというふうに思ってますし、もっと言えば、基本的なインフラ整備も一定程度できたのだなど、こんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番(熊澤芳潔君) わかりました。

それともう1点ですけれどもね、現在27年から36年までの第6次総合計画の中にあるわけでございますけれども、人口減少だとか高齢化、医療、福祉そして子育て、教育、産業そして行財政などにかかわる課題もこれからも多いと思いますけれども、町にとって重要視して進めなければならない課題について、また継続事案含めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

○町長(安久津勝彦君) 先日も総合計画の審議会開催して、後ほどまた議会のほうに追加で報告事項ということで細かく報告をさせていただき予定となっておりますけれども、やっぱり我が町、これはもう我が町だけではありませんけれども、国も言っている、今人口減少社会に突入している。とりわけ、我々の地方については最近起こったわけではなくて、私どもの町も昭和30年代にピーク時は2万人、約2万人の人口を擁していたわけがありますけれども、それからずっともう人口減少が続いていて、もう歴代の首長たちも何とか町を活性化させようということであるいろいろな施策を講じてきたわけがありますけれども、これは急速な時代の変化も含めて、物流等々含めて車社会になったことも含めて、これはなかなか特効薬みたいのが見出せなくて、どの自治体も大変苦勞をして行政運営をしてきているという実態にあるわけがあります。そういった中であって国もやっぱり日本の国全体が初めて人口減少時代に入ったということで、国も大変な危機感を持って、やっぱり地方創生なるもの、仕事づくり含めてどうやるのだという、こういう大きな問題提起といたしますか、私、きっかけだというふうに思っていますけれども、そういう中であって、私どもの町も改めてまち・ひと・しごとの長期的な、中期的と言ったほうがいいのですかね、5年間ですから。そういうプランも策定をさせていただいたところでございます。

まちづくりの基本というのはやっぱり町の

基幹産業、これらをやっぱり揺るぎなきものにしていく、これを根底に据えてまちづくりをしていくというのがやっぱり一番大事なことなのだろうというふうに思っています。

いろいろな施策を講じてきているわけがありますけれども、これはもう人口の減少率、いまだに減ってはいますけれども、減り方がもうずっと3桁100名を超えるような形でずっと続いていたわけがありますけれども、最近では減少も2桁、昨年についてはたしか82名でしたか。当然、自然減、要するにお亡くなりになる方と新しく新生児でお生まれになる方、この差が昨年はまたお亡くなりになる方がたくさんいらっしゃるって、新生児も30人代ということでまたえらく少ない年でありましたけれども、しかし社会減の転入・転出、ここは大分圧縮ができたということで2桁の減少、ですから減少率は大分縮まってきたなど、そんな思いをしているところであります。

そういう中であって、ことしの3月31日現在でこれまた7,000人の人口を割ってしまって、3月末で6,975人ということになってしまって、相変わらず減少続いて大変な状況だなど、こんな思いをしているわけがあります。

そういう中であって、行政は継続でありますから、総合計画の基本も先ほど申し上げた基幹産業を通じて、その他の産業も含めてどう波及をさせていくのかということも含めて、あるいはこの間いろいろ議会にも御理解をいただきながら、いつか最悪の場合は町から高校がなくなってしまうのではないかと、そんな危機感も覚えたこともありますけれども、これもほかの地区では、こんな言い方したら言い過ぎかもしれませんけれども、道立高校であるにもかかわらず町からの支援、これは約1億円弱支援しているわけがありますから、これも議会の御理解を得た上で実施できているということもあって、これ着実に足寄高校生の数もふえているということでもありますから、そんなことも相まって、

やっぱり減少は続くけれども、まだまだ足寄町というのは私、元気な町だというふうに思ってますし、これから先もこれは継続することが大事ですし、これは町を存続させる、もっと言えば発展させることは可能だという、こんなふうに思っているところでございます。

ですから、私の選挙公約にも掲げてきたやっぱり協働によるまちづくり、これからさらに、さらに多くの町民の皆さん方がやっぱりまちづくりについて自分たちが何ができるのか、何が必要なのかということをやっぱり執行機関と議会だけに、これもちょっと言い過ぎかもしれませんが、お任せではだめだというふうに思ってます。そういうところで町民の皆さん方が自分たちができること何かあるのか、ないのか、こんなことを地域の中でも議論していただいて、やっぱり議会や行政に対してもいろいろものを言っていく、言っていただけるようなことをさらに磨きをかけていくことにより、町を存続させることは私は十分可能だというふうに思ってますので、そんな思いでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） 2つほどお聞きして、わかりました。

トータルでお話ししますと、そういうことだというふうに思いますけれども、自己謙遜も、自己評価も謙遜の思いもあるのかなという気がいたしますし、先ほどお聞きしたとおり、第6次総合計画中にあって、総力を挙げていかなければならないという状況期にあるわけでございますし、判断しますし、きょうまでの重責の中で身を粉にして本当に働いてこられたわけでございますが、ことわざにもあります、継続は力なりということもございまして、行政の経験者でもあるだけに成功者の一人でなかったかなというふうに思っております。

これらのことをまとめてお話ししまして、

ぜひ希望でございますけれども、来年の4月にはぜひお会いできますことをお話ししまして、終わりたいというふうに思っております。

若干町長のほうからお話があればお願いいたしまして終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほどもお答えしたとおり、来春の統一選挙には立起する考えは全くございません。それから、先ほど辞める理由ということでもありますけれども、これは新聞報道にあったとおりやり切ったという、そういう言葉が載ってましたけれども、やはり議員からはまだ66歳、まだ大丈夫だというお話もいただきましたけれども、これはやっぱり年をとることによってやっぱり自分自身で思うところはやっぱり体のことも含めて、やっぱりそれなりに体も年とって、間違いなく年とってあるなというふうに思ってます。

それから当然これ肉体的にもそうですけれども、精神的といいますかね、これ本当にも忘れも、もともとの忘れ、記憶力あんまりよくないのですけれども、もの忘れも結構多くなってきてますし、やっぱり長くやればいいというものでもないなと私自身思ってます。能力のある方は別だというふうに思ってますけれども。ですから、またなどということになると、どこかでやっぱり大変な迷惑をかける、もともと能力のない人間ですから、迷惑をかけるようなことがあってはならないという、そんな思いもありまして、4期16年でこれ任期満了をもって退任をするという決意でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） ちょっとしつこくなつたかもしれませんが、希望をお願いしまして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番熊澤

芳潔君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

11時5分まで休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

次に、9番高橋健一君。

（9番高橋健一君 登壇）

○9番（高橋健一君） 一般質問通告書に従いまして、吉田議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項。

安久津町長の統一地方選町長選不出馬表明について。

1、10月23日、安久津町長は突然来春の町長選挙への不出馬を表明しました。続投を望む町民の声が多い中、なぜこのような決断を下したのか、その理由を伺いたい。

2、安久津町長は卓越した発想力と決断力で足寄町発展に資する多くの施策を実行してまいりました。そして足寄町史に残る金字塔を数々と打ち立ててまいりました。

安久津町政4期16年を振り返って、町長自身の胸に去来する思いは何かをお伺いしたい。

3、近年、少子高齢化が加速度的に進行しています。そしてこの現状を我が足寄町も逃れることはできません。過疎化により税収も減り、国からの援助も頭打ちです。今後の足寄町も財政破綻の危機に直面するかもしれません。この現状を打破して足寄町を持続可能な町にするための方策は何か、町長の経験を踏まえて見解をお伺いしたい。

4、安久津町長にとって、足寄町議会はどのような存在だったか、また今後の足寄町議会に期待することは何か、町長の見解をお伺いしたい。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋健一議員の一

般質問にお答えをいたします。

1点目の来春の町長選不出馬表明とその理由についてであります。私といたしましては3期12年の任期をもって退任すべく後援会の皆様と相談させていただきましたが、結果として4選出馬となり、決意を新たに4期目の町政運営に全力で取り組んでまいりました。

この経過も含め、私の中では5期目の町政を担う気持ちは皆無でありますし、退任後のことについては、広く町民の中で検討協議を進めていただきたいとの思いもあり、早目に後援会に意向をお伝えしたものであります。

2点目の4期16年を振り返っての思いであります。一般の職員から首長という重責を担うこととなり、自分自身職責を全うできるのかと自問自答もいたしましたが、自分の能力のなさを自覚していたこと、また33年間の職員生活の中で多くのすばらしい方々との出会いがあり、支えていただいた経験をもとに、町政運営に当たることができ、ただただ感謝の思いでいっぱいあります。

3点目の持続可能な町にするための方策についてであります。議員御指摘のとおり、我が町を取り巻く状況は大変厳しい現状であり、今後国内・国際情勢も含め大きな影響が予測されることから、町の基幹産業は一次産業の農林業であることを変わることなく基本に据え、基幹産業を守り、どう発展させていくのか、またリスクを恐れず新たな取り組みの展開を図るのか、執行機関・議会・経済団体が中心となり、町民一丸となりまちづくりを進めることがこれまで以上に求められるのではないかと。さらに、国・道に対してもはつきりとものを言う姿勢が必要と思うところであります。

4点目の議会の存在についてですが、人事案件でのやりとりはあったものの、議長を初め歴代議員各位の町政運営に対する深い御理解と御指導に対し深く感謝を申し上げる次第であります。

二元代表制という法のもと、立場の違いは

ありますが、「何事も町民のため」の共通目標は普遍のものであり、今後ともそれぞれ研さんに努めていくことを願ってやみません。

以上、高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋健一君） 今回私が登壇いたしましたのは、町長今まで御苦労さまでしたと町長の労をねぎらうためにやってきたのではありません。町長はやり遂げた感に浸っているかもしれませんが、まだまだやらなければならないことがたくさんあると思います。ぜひ、前言を翻して再出馬を決意していただくことをお願いしたいと思っております。

町長は第6次総合計画の中で再生可能エネルギーの利用推進をうたっています。その実現に向けて今芽登のバイオマスプラントが産声を上げようとしています。町長は農業、林業、福祉、教育あらゆる分野で有効な施策を打ち出し、また災害のときは見事な指導力を発揮されました。しかし、いろいろまだ道半ばのことも多いと思います。自分が育てた子供の成長をしっかり見届けることが親心ではないかと私は思っています。

下の喫茶きらりの店長が落胆しています。この喫茶きらりにはハンディキャップを持った子供たちが働いております。町長の毎日の温かい声かけに元気をもらって一生懸命働いています。この庁舎には安久津勝彦がしみついています。もし町長がいなくなったらその喪失感は半端ないと思っています。この責任をどう町長はおとりになるのか、ぜひ町長の意見をお伺いしたい。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 大変ありがたいお言葉も頂戴したわけでありませけれども、先ほどの熊澤議員の質問にお答えしたとおり、やっぱり行政運営、一人の力ではどうにもなりませんし、もとより私自身そんな能力ある人間でございませぬから、やっぱり一番私が

16年間を振り返って思うのは、やっぱりこんな能力のない人間でも何とか職責をこれまでこなしてこれたというのは、やっぱりいろいろなすばらしい方々の御指導や御理解があったからだなというふうに思っております。

副町長を初め、職員の皆さん方からいろいろな提案も受けながら、あるいは私からもこんな考え方もあるのでないのかということも含めて、時には強い言葉で言ったこともありますけれども、いずれにしても本当に私自身で言えば本当に満足できる経過だったなと、こんなふうに思っているところであります。

やはりこの首長という職務というのは、これ私の思いですよ、これは私自身先ほどもお答えしましたけれども、自分の体のことも含めて自分のことは一番よくわかっているというふうに思ってます。これ私自身の考え方としては、やっぱ長くやればいいというものではない、どこかではやっぱり次にバトンタッチをしなくてはいけないということだというふうに思ってます。

この足寄町にとってもやっぱり私は世代交代の時期なのかと、そんな思いもしてます。これまで何とかいろいろな直面する課題何とかこなしてきましたけれども、やはり自分の能力の衰え等々も私自身はもう感じてますし、本当にこれからも大変厳しい状況続くのだろうというふうに思ってますけれども、そういう中であって、能力が衰えた自分がですよ、仮に継続をしてやっぱり何かあったときにやっぱりこれ町民の皆さん方に迷惑をかけるということになりますから、これはやっぱりみんなで相談をして、次どなたに町政を担っていただくのかというのはやっぱりこれまた町民の皆さん方の知恵の出し合いだというふうに私は思ってますので、そんなことで私自身は本当にもう、もうある意味体力的にも精神的にももう潮時、限界だなというふうに自覚をしますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） 町長と私の考え方は平行線でなかなか交わることがないのですが、実はこれからやはり町長を中心に率先していろいろなことをやっていただきたかったと、そう思っています。やはり財政規律、私これすごく気になっているのですけれども、この問題もしかり、それから最近国会で成立した水道民営化法案なのですよ。これちょっと町長に意見をお聞きしたいのですね。

足寄町は広い町なので採算をとるのが大変だから民間企業は参入しないだろうと、こういうふうに楽観的に思われている節もあるかもしれませんが、世界中で水道水が飲める地域は世界の地域196カ国中たったの15カ国なのですよ。そしてアジアでは日本とアラブ首長国連邦の2カ国だけ。そしてその日本の中でも足寄の水というのはすごくきれいでおいしい。だから外国、いわゆる水が不足している国にとっては足寄町というのは宝の山なのではないかと。逆に言えば狙われるぞと。それで何でこんな国が民営化法案などを通したのかと、すごく私は腹立たしい思いがしているのですけれどもね。そういうこの水問題について町長、現役の長として、私はまだこういう問題を率先して町長に引っ張ってってもらいたいと思う者として、町長の意見をお聞きしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に議員仰せのとおり、水というのは非常に大切なものでありますし、やっぱり人が生きていく上にはこれはもう欠くことのできない大事な、ある意味私は資源だというふうに思っています。

これは水に限らず、今国、国政の中ではやっぱり経済最優先ということで誰が何をやって金儲けするのですかと、成長産業は何ですかという、そういう議論が随分目立ちますし、総理自身もそういう思いでどんどん、

どんどん進めてきているのだと思っています。

ですから、当然自由主義経済ですから当然何をやって金もうけするというのはそれぞれの才覚によって自由だというふうに思っています。ただ、私これまでも思ってきているのですが、教育で金もうけというのはいかなものなのかなと、福祉で金もうけいかなものなのかと。ただ、決して民間活力を排除するという、そういう思いではないのですが、例えばですよ、例えば介護保険制度が平成12年からスタートしてこれはもうすばらしい政策だなというふうに思っていました。スタートしたときにどういう現象が起きたかといいますと、やっぱりもうかる産業になってしまったのですよね。国が想定した介護報酬これぐらい必要だろうと設計したのですが、これはもうかる産業だぞということで、全く介護に関係ない企業がどっと参入したのですよ。実際これ国がこれぐらいだろうと思ったやつがもう倍近く介護報酬が膨れ上がってしまったということですね。当然介護報酬が膨れ上がったのが悪いと言っている意味ではないのです。当然介護が必要な方は当然あれですよ、介護を受ける、それに費用がかかる、これは当たり前の話です。結果そういうことで国は何をやったのかというと、介護報酬の引き下げですよ。大幅な引き下げをやったのです。そうすると介護現場でどういうことが起きたかということ、当然事業者はもうからないと事業など運営できないわけですから、そうすると賃金の引き下げ、人減らしだったのです。そうすると、現場でどういう状況になったかということ、3K職になってしまったのです。給料は安い、きつい、汚い。今はもう本当に、これはもう全産業いまや人手不足ということ言われてますけれども、特に介護をやるよという若者がどんどん、どんどん少なくなってきてしまったということですね。

ですから、いつかこんなお話も聞きました。進路指導の先生方が面談をして将来何するのと、いや、介護のほうに行きたいとい

や、それは介護の職場というのは3K職場だから、おまえ別な道考えれと、こういうやりとりが現実あった。今もあるのかもしれませんが、そういうことですね。ですから、金がもうかれば企業どんどん参入させる。これは私はちょっとすごく違和感感じますね。

先ほど熊澤議員のブラックアウトの話も出ました。特に電気もそうですけれども、これはもういまや電気がなかったら生活できないということでもあります。これもやっぱりそれぞれの電力会社、いわば公共性が強いだけでも、やはり企業経営ということになっているということですね。ですから、細かなことでいきますと、やっぱりこの地区に電気必要なのだという話ししても、なかなかそこには1軒しかないから費用は個人負担だよと、こんな話にもなってくるということですから。本当に公共性の強いものはやはりもうからなくても費用かかっても国や道、あるいは自治体が担わなければいけない、こういうふうに私は思ってます。

そういう意味では、この水道事業というのは、民間活力導入できるものは全然いいというふうに思うのですよ。そのものを、水そのものを商売道具、これも言い過ぎかもしれませんが、商売道具にしていくというのは、これは将来禍根を残すのではないのかなと私は思ってます。

今私どもの上水道事業についても、これは企業会計で運営してますけれども、これ受益者負担という原則のもとで進めてますけれども、これが完璧に仮にどこかの業者が参入してきて水道事業やるということになれば、私はもういろいろな問題が生じるのではないのかなと、そんな思いをしているわけでありませぬ。

今回のブラックアウトのときもいつときデマが流れまして、帯広のほうから拡散してきて足寄町も水がとまるぞという、こんな話もありました。私どもはきちんと職員が発電機を持ってそれぞれの水源に走って、そんなこ

とはないように対応もできました。ですからやっぱりこれは公共性の強いものでありますから、やっぱり費用が多少かかっても私は公営でやるべきだなと、こんな思いであります。

ちょっと余分なことも申し上げましたけれども、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

すばらしい安久津節ではないですか。こういうのがやっぱり足寄のリーダーにふさわしいと思います。全然弱っても何ともないし、これからもどんどん、どんどんこの調子でやっていただきたいなど。

確かに介護の現場もそうですよね。水道も今度外国人の労働者も入れるとか、もう目先のことしか考えてない。対処療法だけですね。将来のこと全く考えない国の施策に対して、いや、足寄町はこういう現状なのだからノーですよと、それはやっぱり安久津町長がやらなければいけない仕事なのではないかなと、私はこう思ってます。ところが何か決心はかたいようですけども、このように考えると本当に難問が山積みの状態だと思っています。何とかここはもう一度再出馬していただきまして、もう一回町政を担っていただきたいと、これが私の本音であります。

私も町長と議員としてはまだ4年足らずの付き合いですけども、まだまだ教えていただきたいこともたくさんありましたし、今のところは平行線かもしれませんが、もう一度足寄町民の一人一人の顔を思い出していただきまして、再考していただきたいと、そういうことをお願いして私の一般質問にかえさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（吉田敏男君） これにて9番高橋健一君の一般質問を終えます。

次に、2番榊原深雪君。

（2番榊原深雪君 登壇）

○2番（榊原深雪君） 議長のお許しをいた

だきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

特定（危険な）空き家に対する対応について。

国は空き家問題の解決策として、平成27年5月に空き家対策等対策の推進に関する特別措置法を全面施行し、国・都道府県・市町村・所有者等それぞれの責務を定め、対策を推進していくこととしています。これを踏まえて、平成30年1月に足寄町空き家対策計画、同年3月に空き家等対策のマニュアルが作成され、この中に説明にあります特定空き家とは倒壊など保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、景観を損なっている状態、周辺の生活環境の保全を図るために放置することは不適切である状態にあると認められる空き家となっています。

このような特定空き家があることは、暴風により屋根、外壁の飛散による被害、衛生上の影響、害獣、害虫の発生、景観上の影響、道路通行上の影響など、放置する期間が長くなれば増していきます。

そこで次のことを伺います。

1、町の実態調査の中で、利活用が困難なもの、危険な空き家の合計は75戸と全体の21%あり、総務産業常任委員会の調査報告書では、利活用と危険空き家の対策は急がれるとありました。危険度の影響や近隣に住む住民感情を考えると、早急に着手し、安全で住みやすいまちづくりへの成果を示していただきたいと思えます。

Dランク判定の特定空き家の対策処理はいつまでに何軒ぐらい着手する予定ですか。

2、特定空き家75戸の固定資産税の収納状況はどのようになっていますか。

3、空き家対策計画に所有者による解体、除却を支援するため、空き家の解体・除却にかかる費用について、補助を行う制度について検討するとありますが、その具体的な内容は。

4、空き家対策計画の第5章対策の実施体

制に、足寄町空き家対策協議会とありますが、協議会の役割、組織、委員、役員などについて具体的な内容が示されていません。このことを含めて空き家等の適正管理に関する条例として定めるお考えはありますか。

5、3月の定例議会において、熊澤議員が国道沿いの旧ドライブインの廃屋について質問しましたが、本別町に強くその指導と対策について申し入れしていると答弁されていましたが、その後どのように進展していますか。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 榊原議員の特定空き家に対する対応についての一般質問にお答えをいたします。

1点目のDランク判定の特定空き家の対策処理については、空き家は個人財産であることから、所有者の責任において適正な管理を行っていただくことが基本であり、町が直接何らかの管理、取り壊し等を行うことは適当ではないと考えておりますので、取り壊し着手の予定はありません。

自治体が空き家等対策の推進に関する特別措置法に沿って、指導、勧告、命令、代執行と取り進める必要が生じた場合に指定するのが特定空き家等で、調査でC・Dランクに判定した空き家が全て特定空き家等ということではなく、本町には現在、特定空き家等に指定した空き家はございません。

なお、Dランク判定の建物については、本年度中に所有者に適正管理をお願いする文書を送付する予定であります。

2点目の特定空き家75戸の固定資産税の収納状況についてでございますが、賦課期日現在において、家屋として一定の要件を満たし、評価の対象となっている物件は37戸あります。そのうち、免税点未満で課税対象とならない物件は16戸、減免等対象物件は3戸、課税対象物件は18戸であります。課税対象物件のうち1件が本年12月10日現在で未納となっております。

3点目の空き家の解体・除却にかかわる費用についての補助についてでございますが、近隣市町村の例を参考に、利活用困難な空き家を除却する補助制度につきまして現在検討中でございます。なお、十勝管内8市町村を参考にしており、これら市町村は補助金額の上限は30万円から100万円、補助率は50%から80%、補助単価の設定、築後年数の制限などさまざまな制度状況でございます。

4点目の空き家等の適正管理に関する条例制定につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、空き家対策を進めることができますので、特段法律と重複させて条例制定をする必要はないものと考えております。

なお、空き家対策協議会につきましては、設置要綱を定め、本年8月に設置いたしました。同協議会につきましては、空き家の発生及び現状等の情報提供に関する事項、空き家の適正管理に関する事項、空き家の利活用に関する事項、その他空き家対策に係る必要な事項に関する活動を行うこととしており、協議会の委員としましては、足寄町自治会連合会、足寄建築士会、金融機関、司法書士、弁護士としております。

次に5点目の旧ドライブインの廃屋についてでございますが、旧ドライブインの敷地につきましては、本別町の行政区域でありますことから、本別町に対し、平成29年11月に所有者への指導等について申し入れをしており、本別町におきましても、現地調査の実施は終了し、所有者調査を実施中であるとのことで、今後、対策等に動きが出た場合には報告をいただけることとなっておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番。

○2番（榊原深雪君） この質問に至りましたのは、議会報告会でも4件のうち3件が皆

さんのほうから、町民の皆さんから御指摘がありました。そして私も一般質問準備しておりましたのは、もう11月の初めのころだったのですけれども、すごい空き家があって風が吹いたときにアンテナ等、先ほど申し上げましたように、外壁等が飛んだときにはどうするのでしょうかということを、町では何とかしてくれないものだろうかという、御意見がございました。それでこの質問に至ったわけですけれども、最初の答弁にありましたように個人の財産ですからということですが、その財産があるがゆえに負の財産ですね、相続した方にとってはですね。プラスになる財産の場合は喜んで受け取ると思うのですけれども、負の財産はなかなか受け取らないと。

その中で、民法の940条にあるのですけれども、相続放棄をしている方も中には、この答弁には明記されてませんけれども、相続放棄などされている方というのが、どの程度お調べになっているか、ちょっとありますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 総務課長です。お答えいたします。

現在のところの調査では、所有者不明の件数というのは把握してございますけれども、所有者不明の件数が107件ございまして、これは総数で349件が空き家でございますので、そのうちの107件が所有者不明でございます。それが相続放棄によるものかどうかということは、こちらのほうでは把握してございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） そのところなので、相続放棄をしてもですね、相続人が次の相続人が決まるまで、その方が管理きちんとしていかなければならないという法律があるのでよね。そのところが意外と専門の方ですね、そういう方が知り得ないと。そうして行政の方も知っている方どの程

度いらっしゃるかわからないのですけれども、そういうところにちょっとネックのところがあるのかなと思っているのですね。そして個人、私は財産を放棄したから知らない、そのまま朽ち果てるのでしたらね、町の景観もちろんよくないですし、活性化にもなりませんから、そここのところでは何か行政の力で動けるところは動いていただいて、相続した方にそういうことを知らしめていくということが大事なのではないかなということで、この質問をしているのですけれども。

相続人が相続を放棄したということはよく聞くのですね。所有者がわからないとか、いろいろなこと。でも突き詰めて調べたらわかっていくことだと思うのですね。だからそここのところをしっかりと行政のほうでしていただきたいということはあるのですけれども、それが協議会というところが果たしてその役割をしていただけるのかどうかということなのですけれども、お伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

先ほど107件が所有者不明と申しましたが、所有者不明の場合には何らかの問題が生じた場合におきましては、担当のほうで、職員のほうで、役場のほうで各種調査をかけて何とか所有者に近づきたいと。所有者を特定する努力をしているところでございます。

107件について全てについて、それを突き詰めるというのは大変膨大なことで、ちょっと数年かかるでしょうし、専門的な者も置かなければできそうもないような膨大な作業でございます。

それで、協議会でそういうことを行うのかというお話でございますけれども、協議会では行いません。調査は町の担当者のほうで行います。協議会はそれに、結果に対する御意見をいただいたり、そういった最終的な判断をいただく場合に御意見を伺うという場になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 協議会も今年立ち上げたということで、期待しているところなのですけれども、私たちの町の固定資産税というのを町税の中でも町民税の次に、次ではなくて、よりも多い税でありますので、これがどんどん減っていくということは、固定資産税の役割ですね、何に使われているかといったらやはり道路整備とか交通事業の運営とか福祉、消防等などに使われておりますから、大事な税の収入ということで力を入れていっていただきたいということで、今答弁お聞きするとやはり大変な作業だと、もちろん思っておりますけれども、これから何年もかかるというようなことでしたら、この3年間かかってこの対策マニュアルとかいろいろ出てますよね。3年かかったわけですね。それで自治体が取り組みやすいように特別措置法も、動きやすいようにできた私は捉えているのですけれどもね。でもこれからどこそこやりますとあって、どこそこをきちんとやっていたらというように、まだお答えは出てないのですけれども、目に余るやっぱり隣に、すごいひどい空き家のところの隣に新しいおうち建てても、その隣の害虫によって侵されるという心配もありますしね、その所有者がわからないとか、税の役割も果たしてないという方も中にはおられると思うのですけれども、そういうときに賠償とかそういうところも出てくるのですね。管理責任ですね。だからそここのところの管理者の方に町のほうからでないと、個人の財産だからといって放っておいてはなかなか解決していかないと思うのですけれどもね、そここのところのお考えってどうでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

先ほどDランク判定の特定空き家につきましては、本年度中には適正管理をお願いする文書を送付したいと申ししておりましたが、そういうことでまずは注意喚起、これは何度も

今後において定期的にやっていく必要はあるかと思えます。お話にありました損害賠償とかそういったことは当然にその空き家を所有している、その空き家から直接的に隣家なり歩行者等が被害をこうむった場合には、当然に損害賠償の責が発生いたしますし、その損害賠償に対して役場が何も関与するものはありません。それは個人と個人の損害賠償の問題でございます。ただそういった不幸な事態が起きないために役場として注意喚起等を行って全力を尽くしていく必要、それは役場にあると、責務はあると認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 中頓別町では危険廃屋の解体撤去助成制度など設けておりますけれども、私たちの町はどのような、こういう措置法の中でもうたわれているのですけれども、私たちの町のほうではこういう助成制度などをおつくりになる考えはないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

町長のほうから答弁させていただいた中では、今検討中ということで、御質問では具体的なことを、お答えを恐らく求められていたことだと思うのですけれども、まだ具体的なところは至っておりませんで、ただ答弁の中で書かせていただきましたのは、十勝管内を例にとって、そこを参考に今検討中で、十勝管内では8町村で金額の幅は30万円から100万円、補助率は50%から80%といった状況で、ただその中でも補助単価を平方メートル当たり幾らという補助単価を設定していたり、築後年数を25年以上と設定していたり20年と設定したり、さまざまな状況でございます。あとは例えばこういったレベルのものを対象にするかというのも各町村によって開きがございます。そのあたりを参考にしながら、現在資料を収集して検討してい

るところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） わかりました。

先ほどまた民法の940条に戻りますけれども、相続放棄とかした者はその放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意をもってその財産の管理を継続しなければならないということなのですね。そのところがよく理解し得てない相続人が多くいらっしゃると思うのです。それはなぜかという、こういう空き家がふえたことの原因に高齢者が多くいらっしゃいますね。そういうこともあって、そして家族と離れて暮らしているということも大きな要因ではないかなと、この空き家がね。そしてこの空き家対策というのが、特に力を入れていかなければならないというのは、2023年度には5軒に1軒が空き家と言われていることになっていきます。そして、その財産の価値はもう10兆円にもなるという大きな数字になってきますので、足寄町の景観も含めて本当に特に力を入れていっていただきたいと、だけれども個人の財産があるがゆえになかなかそれが進められないということもありますけれども、やはりその財産所有している方に理解度を深めていくということが一番この事業では大切なことなのではないかなと思っておりますけれども、これちょっとしつこいようですけれども、総務課長にまたお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

やはり一体どれだけの危険をその周辺住民及び隣家の方々に及ぼしているかということ、損害賠償の可能性も含めて記載して注意喚起の文書を根気強く送っていくしか、とりあえず当面の部分は、とりあえずの方策はそういうところかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番(榊原深雪君) それで、なかなか期待の持てる答弁はないのですけれども、一番ちょっと期待しているところは、本別町さんのものと言われるドライブインの跡ですね。それがもう5年以上もたっているのに、まだなかなか話し合いがつかないと。そして本別、足寄、陸別さんと3町でこういう空き家対策をしている中で、本家本元というのか、そのところがまだなかなか着手していただけないと。そして今助成制度もありますけれども、ずっと今の措置法からずっと順を追って見てみますと、命令まで行かしてそれを無視した場合、強制撤去できるということもうたわれているのですね。そして、その撤去した費用はもちろん持ち主に負担させてもらうことになるのですけれども、そういうところまでやっぱり強く言っていけないと、なかなかこれは解決していかない問題だと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 総務課長。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

旧ドライブインの関係でございますけれども、申し入れは第1回目の答弁でさせていただいたとおり、29年に申し入れしておりますけれども、その後も何度もやりとりはしておりますと、お願いしますと、何とかということですが、一向に進まないという状況でございます。

特別措置法に基づきます特定空き家の除却についてのお話を今いただきましたけれども、実は指定して除却するという措置はとれますけれども、それに対するお金を請求してもそのお金を納めていただかなければ、そのお金は税金に次いで強い請求権がありまして、差し押さえとかいろいろなことで徴収することは可能でございますけれども、北海道内でも数件しか恐らくその除却というのはやられたことがなく、十勝管内では恐らく1件もないかもしれないような事例でして、個人の財産は法律ではそういう定めがございますけれども、個人の財産を指定して町が取り壊

して、取り壊し料をお支払いくださいとって簡単に納めていただける方なら恐らく自主的に取り壊していただけていると思うのですね。何度も何度も勧告等注意喚起しているわけでございますので。そこで今度徴収せずに、徴収できずにお金が焦げついてしまうと。そうするとまず次の問題を抱えてしまうこととなります。それで、どこの町もなかなかそれには踏み切れないでいるのが実態でございます。ただこれが万が一町道に向かって、町道で交通量の多い町道の目抜き通りに向かって家が、全て仮の話ですけども、もう相当傾いて今にも倒れんばかりと。それで所有者が全く、相続人も全く誰も所有者もいないというような場合とかがございましたら、それは除却とかそういったこともあり得るのかもしれませんが、なかなかそういった個人所有者にお金を請求して払っていただくことまで考えますと、なかなかその除却に対しては慎重にならざるを得ないというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 2番。

○2番(榊原深雪君) 総務課長の答弁もごもつもの御意見だと思いますけれども、そこでやはり何を町民が望むかといったらね、やはりそこで頼りにするのは町だから町で何とかしてくれないものかということが声としてあるのですね。だけれども、それがこういうことが難しいですと、マニュアルにはたくさん書いてありました。だからそれを読んで総務委員会の委員長も熟読、町民の方には熟読してほしいとありましたけれども、果たしてその高齢者の方やら持ち主がこれを読めばいいのですけれども、そしてその届いた文書もしっかりと読んでいただいて、はい、わかりましたと言っていただければ何事もスムーズに行くのですけれども、そのスムーズに行かないところにこの特別措置法が3年前にできたわけですからね。なかなか自治体として動けなかったところが今動けるようになったと、やっと動けるようになったみたいな感じ

に私は捉えているのですけれども、そこで少しでも進めていただければありがたいなというところなのですね。だから何が害になるかと、せつかく新しいおうち建ててもあの廃屋みたいなどの隣のおうちですねとか、目印にするときにですね、そういうことにされかねないですよ。だからそういったところも少しずつ、地道な活動ではありますけれども、やはりこういうことを取り組んでいただいて、やはり更地にしたら固定資産がやっぱり計算上は6倍、あとは4.2倍になるというところがやはりこの空き家対策が進まないことの一つでもあるかなと思うのですけれども。そして、またそれを壊したことによってメリットが生まれるというアドバイスも必要なのではないかなと思うけれども、そのメリットって何かとお考えでしょうか。

総務課長、どうですか。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（渡辺俊一君） 副町長です。

いろいろとお話をいただいておりますけれども、やはり空き家の問題というのは一地方の問題だけではなくてやはり全国的な問題ということになっているというようなこともあって、国でもそういう特別措置法というものをつくってきたという状況にはなっております。ただ、やはり個人の財産でありますので、それをほかの者がどうする、こうするというようなことというのはなかなかやはりハードルの高い問題があって、特別措置法ができてなかなか、では着手ができるかとなるとそうならないというような状況だということでございます。

当然更地にすると固定資産税が高くなるだとかという、そういったような問題もありますけれども、しかしやはり危険なものがそこにあればそれを、先ほどもお話ありましたように、そこから波及することによって被害が受けたりだとかそういったものもありまして、そうすると損害賠償だとか、そういったものも波及するというようなこともありますので、当然やはり危険になってくれば、そ

れに対して何らかの方法をとらなければならないということにはなるのかというように思っております。

そういった意味で、やはり今やれることというのはやはり先ほどからお話もありましたけれども、それぞれ持ち主がわかる場所にはきちんと持ち主のところに危険な建物となっているので、なるべくそのことを処置をしてほしいというようなことを通知しながら、それを進めていただくというようなことでの働きかけといったものぐらいからこつこつとやっていくしかないのかなというように思っているところでございます。御理解をいただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 考え方によってはですね、解体費用の補助を受けて実費負担以上の価格を更地に上乘せすれば、もしかしたら解体が得かもしれないということも明記されたものがありません。だから、そこですね、ネックになるのは個人の財産ですから、個人の財産ですからということで受けとめていただけないということなのですね。だから一番私は思っているのはもちろん管理責任者のある持ち主、所有者なのですけれども、そこが遅々として空き家がもう腐って朽ち果てていくというところを見かねている町民の方から多く声が出てきているというのが現実なものですからね、そこをどう動いていくかというところを今後の課題にしたいと思っています。

そして富士ドライブインのほうも余り期待のできる御答弁ではありませんでしたからあれなのですけれども、あそこは富士見台というやっぱり景観のいいところですのでね、足寄町の入り口ということで、せつかく足寄町に来たときに入り口であらうと皆さんは足寄町のものだと勘違いされている方が多いので、そこも何とか早目に、とりあえずそこだけでも手をつけていただきたいと思うのです。

あそこを壊すとなるとかなりの費用もかかると、そういうことでなかなか管理者の方もできないことだと思いますけれども、やはり隣の町にそういう迷惑をかけているということも考えていただいて、今後も早急なことを、取り組みをしていただきたいなと強くまた再度言っていただきたいなと思うところがあります。

最後になりますけれども、空き家対応は個人の財産にかかわると先ほどからもお話ですが、所有者または相続人が町内に居住してないということなどから、行政が解決にかかわっていかないと進まない問題となっていると思います。日常において町民のみならず国道が交差している当町におきましては、町を通過する大勢の方の目に触れることになり、一目で町の行政能力が問われる問題でもあります。町長初め職員の皆様の行政手腕を発揮していただくことを期待しておりますので、最後に町長からの御答弁をいただきまして終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これまで総務課長が答弁しているとおり、やはり個人財産については個人の責任できちんと後始末してもらおうというのが、これが大原則であります。

今答弁の中にも触れさせていただきましたけれども、解体の助成ということ今検討中ではありますが、これだってすごく難しいのですよ。これ、一般的にいえば前向きな助成なのか後ろ向きの助成なのかということでは、後ろ向きなのですよ。要するにこのことを助成することによって将来のまちづくりに少しでもつながるといっているのであれば別ですが、それがもう蔓延してしまいますとですよ、これまたひどい考え方と言われるかもしれませんが、放っておけば町が何とか助成してくれるよなんて、こんな考え方になるとしたら、これとんでもないことが起きてしまうのですよね。

本当に何とかしなくてはいけないというのは十分我々も承知しているのですが、これちょっとボタンのかけ違いをすると町民の皆さん方に本当に変な理解を、捉え方をされてはこれは非常にまずいなという思いで、これは本当に慎重に検討をこれからもさせてもらいたいなというように思っているところがあります。

また建物というのは難しく、基本的に登記しなくてはいけないのですよね。土地はもう必ず登記になっているのですが、未登記物件もあるのですよね。これ所有者の特定も登記されているのであればもう間違いなく、その方がお亡くなりになっていれば当然相続登記が終わっているとか終わってないとかという話もありますね。未登記物件であれば、これは当然登記されてなくてもこれは実際に確認申請だとかそういうのに基づいて課税客体をつかまえて、評価に行ききちんと課税をさせていただいているということになるのです。これも仮にお亡くなりになったよということであれば、必ず課税物件であれば、相続が終わってないとしても納税管理人を指定してくださいということで、これはもう税務課のほうできちんと対応をさせていただいているということなのです。私自身も思っているのは非常に難しいのはというのは、例えばですよ、会社が倒産したとか、自己破産をした、あるいは相続放棄があったという場合について、この建物の所有が法的にもきちんとなっていないのですよ。本来であれば例えば国の所有であるとなってくれば一番いいのですが、そういった難しさもあるということなのです。ただいずれにしても議員仰せのとおり、放置しておくことにはならないというふうに思ってますから、やはりまずはすぐにできることというのは、本当に今年度中にはやっぱりしっかりと法律に基づいて、注意喚起といいますか、もっと言えば善良な管理をしてくれということ、それからもっと言えば何か被害を受ける方があったとしたら、これはもう民事になりますから、損害賠償の

対象にもなってしまうのだよということも含めて、そういった注意喚起も含めて、まずはやれるところからやっていく、そして究極は仮に助成制度つくるとすればどんな形でやっていくのかというのはもう他町村の例も参考にしながら対応させてもらいたいなというふうに考えてますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、2番榊原深雪君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午後12時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を行います。

次に、4番木村明雄君。

（4番木村明雄君 登壇）

○4番（木村明雄君） 議席番号4番。議長のお許しをいただきましたので、町道の維持管理について質問をいたします。

我が町足寄町の町道の総延長はおおよそ500キロメートルもあります。夏は道路の補修整備、草刈り、側溝の清掃、冬は除雪作業と生活一般道路または農産物輸送道路とし、それらの維持管理について年間を通じ膨大な予算と労力、機動力が必要と考えます。

しかしながら、例えば芽登地区では道路の表面が老朽化のために大きく傷み走向に支障を来している箇所が多くあります。また、町道脇の木の枝が道路内に覆いかぶさり、対向車とのすれ違いやトラクターなどの通行にも支障を来す箇所があります。住民の皆様から町道の橋については補修の要望が毎年のように聞かれます。

今後の町道の補修や橋のかけかえ計画についてお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員の町道の維持管理についての一般質問にお答えをいた

します。

本町が維持管理を行う町道の延長は約460キロあり、通常の維持管理につきましては、主に路面・路肩等補修や路面整正、草刈り、側溝清掃、除雪等を実施してきております。

初めに道路隣接の立木処理並びに路面舗装補修要望に関しましては、御質問にあるとおり、地域からの要望は多く受けており、必要性は十分認識しているところですが、国等からの補助事業もなく、財政状況を見きわめながら単独事業として順次計画的に維持管理を進めてきているところであります。

また近年の農業機械大型化に伴い、橋梁が狭く広げてほしいという要望も受けてはきておりますが、特に橋梁拡幅にかかわる国等からの補助事業もなく、さらに橋梁改修には多くの費用がかかることもあり非常に苦慮しているところであります。

次に、橋梁のかけかえ計画については、現在のところ考えておりませんが、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕を行ってまいります。

引き続き、計画的に順次維持管理を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、木村議員の1点目の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番。

○4番（木村明雄君） それでは、再質問をいたします。

町道、道路の表面が老朽化のため舗装の表面が剥がれ、走向に支障を来しているということですが、地元の方々にとっては相当に困っての質問だと考えるわけであります。

これについては年間1キロほどの延長補修と聞いておりますが、特に悪いところについては予算増額計上し、延長5キロまたは10キロと補修をすることができないものなのか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。
お答えをいたします。

今現状では年間1キロほどということで予算、特に悪いところについては5キロから10キロできないかという御質問ですが、先ほど答弁でもお話ししましたが、道路路面の舗装補修については国等からの補助事業、起債も含む財政措置がないため、町の単独事業で行わざるを得ないという状況であります。

あと緊急度の高い路線から順次計画的に進めてきているわけで、なかなか多くの予算処置をしながらという形ができないという状況ではあります。現在のところ年間3,000万円から5,000万円程度の予算を計上しながら実施してきております。

次期の要望については十分に理解をしているところなのですが、なかなか進めていけないという、やり切れていけないというところがありますので、今後とも計画的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほど賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） 今答弁いただきましたけれども、3,000万円から5,000万円ということなのだけれども、これ地元の人としてはやはり、これ毎年のようにこの問題が出てくるということはやはり地元の人とすれば困っているのではないかというふうに考えるわけで、その辺についてももう少しやはり予算の増額、これができるとするならば少しでも早くやっていただきたいと、そんなふうに思うところがございます。

2つ目の質問をいたします。

これも毎年出てくるわけなのだけれども、道路縁の両側の木が道路内に覆いかぶさり危険だという意見について、近年やはり作業用トラクターが大きくなってきたと。それからまたその牽引する農業作業機がまた大きくなっているというようなことで、やっぱり通行の際この覆いかぶさった木についてはやはり危険だということを言われております。そ

こでこれについても一括してやはり危険だ、危険だと毎年言われているわけだから、これについてはやはり現地を見ながら、そして地元の人とも話を聞きながら、やっぱりこれ一括して作業ができるものであれば、していただきたいと思うわけなのだけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。
お答えをいたします。

確かに議員仰せのとおり、生い茂った木が道路にはみ出して非常に危険だよと。トラクターに関しても大型化、また通常の運搬もかなりの大型ですれ違うと、そういったときに木が本当に覆いかぶさって危険だよと。確におっしゃるとおりなのですが、現在道路脇の立木（りゅうぼく）処理、立木（りつぼく）処理に関しましては、主に直営で実施をしてきているものが多く、限られた労力、時間の中で期待に応えられることが十分できないのですけれども、対応してきているのが現状であります。ただ、また委託業者による外注作業もこの間検討はしてきていたのですが、なかなか町内業者におきましても労力不足などから受注に応えられる現状ではないというような話もお伺いをしているところで

今後においては、そういったところも含めてこれから委託も含めて、一括して木を取り除くような作業についても検討していきたいというふうに思います。

地域要望の現状についても十分認識はしているのですけれども、なかなか、何というのでしょうか、理にかなうというか、皆さんにわかしてもらえない、なかなか進めてないのが現状ですので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） この辺についても、やはり毎年毎年この問題が出てくるということは、それだけ地元の人がやはり困っているのではないかということを考えるわけでござ

います。

それでは、次の質問をいたします。

次は、橋についてであります。これについてお伺いをしたいと思います。

私は、コンクリートでできた橋は昔から永久橋と言われておりました。永久的に壊れないものと、コンクリートできているものだから、そんなふうに考えていたわけなのですが、しかしながら、現在老朽化が進んでいる橋は昭和40年から50年代にかけてつくられた橋ではないかと思うわけでございます。

当時は林道、これは昔は営林署と言ったのかな。そして現在は振興局なのかな。森林管理局というところで所管でつくったと思うわけなのですが、これが足寄町に移管されて、そして足寄町が管理をすることになったのだと私は思うわけなのだけれども、その辺お聞きしたいわけなのです。

それで、現在までの状況、そこで足寄町に移管された橋、これについてその流れというか、それについて足寄町とそれから現在、昔営林署だったのだけれども、今振興局、森林管理局というのかな。そこの関連はどうか。これ例えば橋をかけるにしても、それから修理をするにしても、その辺についての関連はどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。

コンクリート橋ということで、昭和30年、40年、50年にかけて、かけてきた橋ということで、議員仰せの旧営林署、今の森林管理局ですか、の林道からも町道という形で移管されてきているのが実情です。

現在足寄町にかかわる橋は125橋ありまして、そのうち40年超える橋については43橋、全体の約3割ということになっています。

橋梁の老朽化対策については、平成24年の笹子トンネルの崩落事故を踏まえて、国のほうとしても老朽化によるトンネル、橋梁、

河川、道路だとかの総点検を速やかに実施して緊急的な補修の必要なものにおいては策を講じましょうということで進めてきているところです。

橋梁については5年ごとに近接目視ということで点検を行いながら、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて社会資本整備総合交付金など活用しながら修繕工事を実施してきているところです。

振興局だとか森林管理署との関係なのですが、町道に移管されたということもありまして、そちらのほうの補助事業等々もないので、それが現状なので、今のところは先ほど言った橋梁の長寿命化修繕計画に基づいて悪い橋、緊急度の高い橋から順次補修をしていくというような状況でございます。

橋梁の点検につきましては、平成29年、30年の2年間で125橋を実施してきました。現在点検結果で危険な橋梁については2橋ありまして、そのうちのその2橋については通行どめの処置で対応してきているところでございます。

そういった状況なので、御理解のほう賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） ここで資料によりますと、本町が管理する道路橋は125橋あるわけですが、その中で早急に橋梁長寿命化修繕事業でカウントされている橋が現在14橋あるわけですね。

そこで、橋梁長寿命化修繕とはどのような工事なのか、そしてまたこの工事を施工することによって、どれほど寿命が延びるのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。

橋梁長寿命化の点検等々については、近くで目視をして橋梁の今状態をどういう状況になっているかということで点検をしています。結果、悪いものについては修繕という形なのですが、特に今現状でよくあるのが橋台の押さえる固定のやつだとか伸縮装置だと

かがだめで修理するというのが一番多い状況です。あとは橋台とあと護岸、河川の増水等により護岸で橋台部分の洗掘等々が生じたものについて洗掘防止を施すというような形をとりながら橋梁の長寿命化を図っているというようなところでは、

耐用年数がどの程度延びるかということにつきましては、基本的には橋梁長寿命化5年に一度の検査をしていますので、耐用年数までは、通常コンクリート構造物については50年とよく言われているのですが、50年、あと延びるのは10年、20年延びるだろうとは思いますが、またそれも天候状況だとか川の状況によっては早くなったり遅くなったりということもあるので、それについては5年に一度ずつ橋梁点検を行いながら、緊急度の高いものから順次進めていくというふうにしていますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） これあれですよ、足寄町先ほど単独と言っておりましたけれども、もう一度確認をしたいと思います。

その場所、それから環境、そしてまた条件によって新しい橋のかけかえ、または橋梁長寿命化修繕事業について、国から補助金は一つも出ないのか、それともまた例えば振興局というか、これ森林管理局、こっちのほうも昔は担当になっていたわけだから、その辺についてそっちのほうから出ないのかどうなのか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。

補助事業につきましては、橋梁のかけかえに係る、単独かけかえに係る補助事業というのは現在のところはまだありません。

ただし、先ほど言った橋梁長寿命化修繕計画、修繕工事につきましては、社会資本整備総合交付金という補助事業がありますので、そこを活用しながら進めています。

なので、橋梁かけかえというところまでなるような橋梁については今のところないの

で、修繕で対応するというような形になってきますけれども、今後かけかえも必要な橋がもし出てきたら、ちょっとその辺は補助事業の絡みと確認をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

森林管理署のほうなのですけれども、町道に移管されているので、奥の森林管理署で管理するようなものについては森林管理署でやっていただけるのですけれども、町道に関しての補助事業というのは今現在のところ、ちょっとお聞きしている上ではないというふうに聞いております。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、また次の質問をしたいと思います。

稲牛の橋についてであります、これはきっと森林管理署でつけたやつでないのか、私もちょっとわからないのだけれども、でないのかなと思うわけなのだけれども、これは三、四年前には小さなコンバイン、これあんまり言いたくはないのだけれども、小さなコンバインだったわけなのですよ。スムーズな形で渡っていたと思うわけなのですけれども、これ二、三年前には新しいコンバインを導入して作業を進める中で、橋が小さくなったということになるのだと思うわけです。これ渡るにはやはり余裕がないと、そしてまだそれだけに危険だと、そんなようなことを聞いております。苦勞しながら努力をしながら渡っているわけなのですから、この橋は建設されて何年経過しているのか、また耐用年数はどれほどになっているのか、この辺について、そしてまた早急に補修またはかけかえができればいいわけなのですから、来シーズン小麦搬送時期に向け、安全・安心で渡れるのかどうなのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時22分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を

再開をいたします。

建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） お待たせをいたしまして大変申しわけございません。

議員仰せの橋については、上稲牛橋という橋だと思いますが、建設年度が昭和42年ということで、やや50年もたってきていて耐用年数には近い状況にはなってきていると思います。

そのコンバインなのですけれども、通行が厳しいということで現状については当時から理解をしていて、渡る際には町においても強力を行わせていただきながらずっと渡ってきたという状況です。

橋梁のかけかえについては、橋梁かけかえの、先ほど言ったように補助事業もないので、なかなかできないというふうに思っているのですが、ことしの工事で正式な形ではないのですけれども、コンバインの通行に支障がないように橋の拡幅を若干行って通行できるようにしましたので、今後においては解消されると思いますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） その稲牛の橋なのですけれども、それについてはこれから先、今拡幅をすると今聞いたわけのただけれども、それで拡幅をしてもこれから先に向けて、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから先に向けて長寿命化で、何といふのかな、橋の修繕をするのか、それともこれから先に向けてかけかえを考えているのか、その辺はどうなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 建設課長です。

これから将来ということでしたので、かけかえというのは基本的に今の状況では難しいのかなというふうに考えております。なので、点検を行いながら修理をして、できるだけ長く使うというような形で進めてまいりたいというふうに考えてますので、御理解のほ

どよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、次の質問に、よろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 次に移ってください。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問をいたします。

昨年私は一般質問で提起をいたしました。地域環境、経済の振興を目指し、芽登地区にふん尿処理施設建設、農家戸数は3戸、生乳換算で約1,000頭、処理量年間2万5,000トンだね。整備事業費5億円を計上し、管理運営に当たるとありました。これについて、計画どおり進んでいるのか、進捗状況はどうか、変更点はあるのか、これらについて、以上お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 新エネルギー利用の推進についての一般質問にお答えをいたします。

質問通告書の中に事業費5億円とありますけれども、事業は約13億円でございます。5億円というのは町が助成をする金額ということでございますので、よろしくお願いいたします。

このバイオガスプラントにつきましては、平成29年度と30年度の2カ年計画で工事を進めております。当初、資材不足、人手不足などにより、いつとき若干のおくれがございましたが、建築本体工事、電気工事、機械設備工事、外構工事とも、おおむね完了し、平成31年1月31日の工期内工事完了予定日には完成する見込みとなっております。

また現在はプラント建設工事の最終工程となる立ち上げ段階に入っており、発酵槽2基のうち1基に発酵のもととなる種菌を入れ、徐々に原料を投入しながら、おおむね3カ月かけてメタン発酵を安定化させ、3月中旬にはメタンガスが十分に発生する状態となり、発電機を連続稼働させる試運転調整に入る予定であります。

本格的な稼働時期、北電への電力販売開始時期については、試運転調整後の安定的な稼働を確認した上で、平成31年4月1日からを予定しております。

なお、施設の変更点につきましては、堆肥・夾雑物の受け入れが原料受入槽で対応可能なことから、堆肥・夾雑物一時置き場の整備をとりやめたことと、中間貯留槽の安全施設としてフェンスを設置したことをごさいます。これが変更点でございます。

このバイオガスプラントは本町の基幹産業を継続発展させる重要な施設と考えておりますので、御理解を賜りようお願いを申し上げて、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、質問をいたします。

これについて一番重要な大切な事案は、北電との売電計画だと思ふわけなのですが、電気料金であります。この電気料金によって大きく運営方針が変わることになります。現在電気は余ってきたとも聞いております。また、売電料金は下がるのではないかと聞いております。

その辺で、電気料金について、計画どおり進んでいくのか、それとも変わっていくのか、その辺についてまず聞いていきたいと思ふいます。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。お答えいたします。

この施設の電気代、いわゆるFIT売電制度に基づいて行っているものについては、この建設計画、29年度から工事着工しているのですが、その中で北電とは接続協定は結ばれておまして、そのときの価格面というのはあくまでも先ほど言ったように、供用開始、この日から売電開始されると。それをもって販売していくという形になってます。それについては計画どおり進めていくというふうになっておりますので、変更点とい

うか、その計画どおり進めている。39円の価格で、ごめんなさい、39円の価格で計画しておりますので、その20年間という形になっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、これ確認をしたいと思ふいます。

来年の4月、39円で20年間、入っていくということなのではないでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

いきなりすぐ、実はずの発電機の容量としては年間241万キロワット、そのうちの売電するキロワットということできくと202、年間ですね。それに年間の部分での売電収入というのは、今現在7,800万円ほど見込んでいるのですが、直近ではいきなりそこがフルマックスで収入を得るとするのは恐らくないだろうということで、本当にこれが安定してくるのにはやっぱり1年ぐらいかかるのではないかと推測の中で進めております。ですから、ことし、来年4月ですか、4月1日から稼働してフルマックスで売電が可能、それが順調に発酵してメタンガスが来てきちんと発電できるようになったということになれば、フルに動くのですが、今現在1基、発酵槽1基でこれやってます。それが安定して、その上で売電開始して、残りの1個の、もう1個の残りの発酵槽も、これもフルに動かすような形に今後なっていくと。そうすると、年間7,800万円ほどは見込めるだろうというふうな計算で計画しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、次の質問をしたいと思ふいます。

生乳換算で約1,000トン規模とありますが、そこで子牛、中牛、成牛の1頭当たりの負担金はどれほどになるのか、ちょっとそ

の辺もお伺いをしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。
お答えいたします。

今回の計画の中で負担金を計算しているというのは、牛の頭数ということではなく、ふんです、ふん尿です、ごめんなさい。ふん尿の重量、これ1トン当たり650円程度で今見込みながら進めております。ですから、1頭当たりの牛の負担金ではなく、ふん尿の重量トン当たりということで計算しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

私はてっきり1頭当たりなのかなというように考えて質問したわけなのですが、これは重量だということでわかりました。

それでは、次の質問をいたします。

次に、消化液還元についてお伺いをいたします。

ほかの町村では消化液について実証され、なじみがあるわけでありますが、足寄町においては初めてのことであり、実証試験が乏しくなじみがないように考えます。

希望者があれば、酪農、畑作還元をしていくわけですが、利用者にすれば正直なところ、まだわからないと、それについては何年かかかるのではないのかなという気もするわけなのですね。

消化液を利用するには金出してまでいかなものかという懸念というか、そういうこともちょっと考えられるのでないのかなという気がするわけなのです。

そこで、まず中継貯蔵施設、それから距離範囲、それから輸送費、そして消化液料金、そして年間生産量、これらについても周知、PR、これを徹底する必要があるのではないかと考えるわけなのですが、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。
お答えいたします。

まず消化液の還元、利用ということについては消化液の量的にはどのぐらいたまるかということも含めて、まずは生産者、今回の受益である3戸、この草地にまいていくよということで計画しております。

また、先ほど木村議員仰せのとおり、消化液の効果、こういうのはどういふふうに畜産農家は畑作農家に与える影響があるのかということは、やっぱり足寄町の、このプラントの消化液の効果というのがどこまであるかということがまだ予測できないので、それについてはことし十勝総合振興局で独自に消化液、消化液のことをダイジェスティブ・ジュースというふうな名前になっているみたいなのですが、それでそれを頭を、頭（かしら）にとってDJプロジェクト、これを活用して消化液の分析、ましてや今度畑作農家の圃場の土壌分析、これを行うこととしております。ですけれども、限られた予算の中でやるわけなので、やっぱり補足の部分も多々多いということで、今度同時に国の循環資源活用支援事業、これ補助率2分の1以内なのですが、それと並行して調査を行っていくと。そこから得られた結果をもとに利用効果、こういうことが利用効果あるよとか、足寄町の畑作農家に対してこういう効果があるよということを分析した結果をもとに、これを今度農協からの情報も含めながら連携してPR活動を行っていきたいというふうに考えております。

次に、年間生産量、それと輸送関係含めてなのですが、まずは年間生産量は先ほど言った処理量ということでいけば約2万6,000トンが年間処理されます。それを農地に還元していくということで計画しており、また散布の範囲なのですが、やっぱり今計画している中間貯留槽からの一番遠いところで行くと20キロ程度の距離が一番遠いのではないかとということでもあります。

そこで、散布をする輸送車両については今10トン積みのバキュームローリーですか、それで運搬しながら中間貯留槽に持って行って、中間貯留槽から今度圃場にはリールマシンというのを設けて、そこで圃場に散布していくというふうな流れで今のところは計画しております。

要は、当初この建設計画を始めた段階に伴う輸送だとか散布費、1トン当たり1,200円ほどを想定していたのですけれども、それが先ほどの調査だとかいろいろな形を分析した結果、本当にそのぐらいの必要性があるのかということについては再度検証しながら進めていこうという形で進めています。

その中で、散布はみずから散布させるほうがいいのか、料金を取ってきちんとやったほうがいいのかということは、今の計画段階では1トン当たり1,200円ということと考えてはいたのですけれども、これは今後農協含めていろいろと料金のほう、散布、輸送含めて再度検証していこうかなというふうに今のところ考えております。

あとは、以上ですね。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） これは今消化液について1トン当たり1,200円という値段が出たわけなのですけれども、これどうなのかね。まだなじみがないという形の中で、だけれどもね、当事者としてはもう本当に少しでも使ってほしいという考えになるのだろうと思うわけなのですよね。

そこでやはり、後は中間貯蔵槽というか、これ現地から例えば螺湾のほう、上足寄のほうまで、そしてまた上大誉地のほうまで運べるのかどうなのか。そこで中間貯蔵槽をどこかにつくって、そして中継をして運ぶ、ためておいて運ぶような形にすればまた大分違うのではないかなという気がするわけなのだけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。

お答えいたします。

中間貯留槽についてはもう建設しております。1基は中矢、それともう1基は上芽登にもう建設しております。

あといわゆるほかの地区かということになると、やっぱりそこは今、先ほど冒頭話したように畑作農家の還元をどうしていくかということと、再度先ほど1,200円という、これはあくまでも計画段階の数字なのですけれども、今後この利用について、本当に適正価格なのかどうなのかということについてはやはり現状を見て、それと皆さん今堆肥だとかいろいろと還元して行って土づくりを行っているわけなのですけれども、それとの効果が本当に十分発揮させられる成分なのかも含めて、きちんとそのときには適正価格ということ求めて農協と連携して、その辺については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、次の質問をいたします。

現在、利用組合員3戸とあります。この事業は3戸で進むわけでありますが、我が町にとっても大きな事業でもあります。そして先ほども町長のほうからもありましたけれども、足寄町だけの負担も5億円もあると、全部で何ぼだっけ、15億円だっけか、13億円だっけか。13億円もあるということでございます。そうなってくるとやはりできることであれば、5戸または10戸、それ以上、芽登地域集団一丸となって運営していくのが理想と考えるわけでありますが、フリーストール設置、設備農家はこれに入っているのだと思います。しかしながら、スタンション設備農家については何か難しい条件があるのかどうなのか、そして後から組合加入できないものなのか。そのときはまあ、わしは入らなくてもいいわと、こう言っていた人でもこれがだんだん完成をしていく、そしてよくなっていくということになったとするならば、これ後からこの3戸が5戸、10戸とふ

えることができるものなのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。お答えいたします。

まず冒頭、この管理運営については足寄町農業協同組合で行っていくということになっております。うちあくまでも計画段階でいろいろと支援をしていっているような状況で、私のわかる範囲内のことしか言えないのですけれども、まずは一般酪農家の部分の受け入れ体制はどうかということでききますと、計画のときもそうなのですけれども、一応つなぎ農家、つなぎ経営者の酪農家、これも受け入れ可能として一応計画しております。ただし、敷料ですね、各農家さんで敷料を使っていると思うのですけれども、その部分について敷料に、農家の使っている敷料がプラントに影響を与えるものであればちょっとプラントの稼働にも影響してくるということにもなってくると思います。ですから、プラント側と受け入れ側と協議をしながら進めていければというふうに、可能なものは可能として受け入れられるというふうにお聞きしております。

次に、今後の一般生産者の組合への加入方法なのですけれども、これは今現時点で私のほうからちょっと答弁というか、部分についてはあれなのですけれども、農協のほうにこういう形で加入したいのですけれどもということになったときには、やはりちょっと農協とも確認をしながら、一生産者というか、生産者に加入できるかということについては、ちょっと今後の農協の状況を見て対応させていただくような形になろうかと思っておりますので、そのような形で御理解願いたいなということです。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） これ始まって、これから進んでいくという組合員農家が3戸だということで、私ちょっとね、これはもったいないなど、これだけの大きなやはり金を使い

ながら、3戸ということはないだろうなど。これは私個人の考えなのだけれども、そういう気がしたわけなのですよね。できることであればやはり向こう、芽登方面、これ本当に5戸も10戸も、もっとそれ以上も入って、皆さん一丸となってやはりこれを動かしてもらいたいものだなと、そう思ったわけなのです。

そこで、今こうして進んでいく、完成していくわけなのだけれども、3戸で稼働していく中で、3戸できっと計算をしているのだからそれほどの大きな余裕はないのかもしれないけれども、これ余裕を持って進んでいるかどうかなのか、その辺もちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） これまで課長がお答えしておりましたけれども、少し私のほうからも中間でお答えさせていただきます。

まずこのプラントの計画は芽登地区12戸の皆さん方で農協さんが中心になって計画を進めてきたということであります。

当初、設置主体もあそこの地区が一丸といわれてということであれば、鹿追町あるいは興部町同様に町でつくるかということも選択肢の一つということで協議を進めてくれということでもやっておりました。いろいろ協議を進めていく中で最終的にはやっぱり先ほど課長がお答えしたとおり、つなぎの使用形態のところのふん尿については、やっぱり敷料に何を使っているかによってやっぱりプラントそのものの故障の原因になりかねないということもあってですね、これは安全パイという形の中でフリーストールの農家3軒でスタートしよう。ただ想定としては、先ほどもお答えしたとおり1,000頭規模ということですから、当然当初の協議をした12戸、これ全員対象になるかは別にしてですよ、余裕を持って進めてきているということです。

これも先ほどお答えしたとおり、つなぎの牛のふん尿を投入するに当たっては、議会でも先日視察しているとおおり、そこから再生さ

れる再生敷料ですね、これを使って敷料に
使っていただくつなぎの使用形態のところ
については当然そこは受け入れをしまし
ょうと。もっと言えば、そこに加入とい
うことも当然なってくるのだろうとい
うふうに思ってますけれども、そうい
う展望に立って進めているということ
であります。

そして、先ほど消化液の関係も出てま
したけれども、そもそもバイオガスプラ
ント、この必要性について組合長と話
ししていく中で、芽登地区に1個つく
ったからそれで全地区網羅できるから
といたら決してそんなことではなくて
、やっぱり最低でもうまくいくとい
うことであれば、方面ごとに3個、3
基ぐらいは必要でないのかという、こ
れは具体の話ではないのですけれど、
組合長と二人の話の中ではですね、足
寄町によっては3基ぐらいやっぱりバ
イオガスプラントというのは必須だよ
なという、こんな話もしてきていると
ころであります。

ただ問題は、先ほどFITの買い取り
価格39円と言いましたけれども、こ
れはほかの太陽光だとか風力だとか
というものは、これ毎年買い取り
価格というのは毎年、検討する委員
会があってそこで決められるのです
が、このバイオガスプラントの39
円というのは昨年、昨年、ことし、
そして来年3年間は39円でいくよ
うということで、これは国のほうで
確認がされているということであり
ます。

今後ですよ、今後必要になったとき
にこの買い取り価格がどうなるのか
という問題、それともう一つは最近
言われているのは、他地区ではです
よ、メガファームというのが随分
できてきているので、今芽登につ
くっているプラントというのはいわ
ゆる集約型ですよ。要するに共同
でということですね。いろいろな研
究機関などもあって一番効率的なの
はやっぱり個別型、これが一番効
率的でないかと言われているのです
が、それは何かといいますと、集
約型ですとやっぱり当然ふん尿の
原料の集める無駄な金がかかるとい
うこと

ですね。ですから、ある程度大きな
生産者のところであれば個別型が合
っているのではないかと、これは
また理にかなっているなという
ふうに思っているのですが、一方
では組合長とも話しているのです
けれども、では我が町でメガファ
ーム、そんな条件あるところある
のかという話もしているのですが、
それはないよねと。これはやっぱ
り仮に将来必要ということになっ
ても、やっぱり集中型、何戸か
でつくるというのが合っているの
かなと、それに話ししています。
ですから、そこではちょっと回
りくどい言い方しますけれども、
では本当に運搬経費も含めてです
よ、経費の問題も含めて、これよ
ほど詳細な検討が必要になるの
かなと、そんな思いがしております。

ただ、言われているとおり、また
一方です、もう一つ大事なことを
忘れてました。これも御案内のと
おり、今このFITの買い取りにつ
いては国のほうはともかく全国各
地の電力会社が責任持って買え
という、こういうことなのですよ。
簡単なですよ、法律上は。ところ
が実態としては、北海道は北電
さんが買い取りということなの
ですが、既存の送電網がもうと
てもではないけれども受け入れ
できませんということで、今十
勝でももう既に計画は10基ぐ
らい計画あるのですが、これ今
全とまってます、受け入れでき
ないということで。たまたま
うちの場合は少し早く、そして
お隣の町の陸別町もこれから
なのですが、陸別は滑り込みセ
ーフでですね、何とか39円
で買い取りいただくと。ほか
のところはもう全部今計画
でとまってます。今これ十
勝町村会も含めて、これは
もうちょっとゆゆしき問題
だということで、いろいろ
道や国、もっと言えば北電
さんに対してもそこら辺の
働きかけを強めているとい
うような状況でございます。

ちょっとくどいようでありま
すけれども、そういう経過
も含めて、私のほうからの
答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） 今町長のほうからも

答弁をいただきました。

これ最後に町長のほうから答弁をいただくかなと思いつつ質問をしていたわけなのですが、これが例えば芽登がこれ本当に成功したということになれば当然、これ上利別、大誉地方面に一つ、そしてまた螺湾、それから上足寄、茂足寄方面に一つ、もうあと2つは絶対に必要になってくるのではないかと、私はそう思うわけなのですよね。堆肥を投げるにしたって何したって、やっぱりこれ大変なことなのです。しかしながらこの施設があることでやはりいろいろな形の中で、やっぱり恩恵をこうむるということ、やっぱり必要でないのかなという気がいたします。

そこで、先ほど個別型がいいのか集中型がいいのか、町長のほうからそういう御意見をいただいたわけなのだけれども、これについても一度町長のほうから、これは本来でいってどっちが本当に適しているのかなということをお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今の現状でいきますと、足寄町の条件でいきますとやっぱり個別型というのは無理かなというふうに思っています。やっぱり集中型、ただ私としては投げかけているのは農水にも投げかけていますし、うちの芽登のプラントのときにも、元北大の教授で今名誉教授になっているのですけれども、この先生にもちょっと投げかけているのですが、個別型が効率的だよというのであれば、では個別型で何頭規模の牛ふん、ふん尿ですね、これが損益分岐点ではないですけれども、例えば100頭なのか、300頭なのか、500頭なのか、この頭数いけば十分ここで単独型できちんと回せますよと、赤字にならなくて回せますよという、そういうやつぜひ整理してくれという、そういう実は要望も出しております。

本当に1,000頭ぐらいのメガファームであれば絶対個別型が一番効率いいのかなと僕は素人ですけれども、そんな思いしています

けれども、今の現状からいうと、やっぱり仮にこれから私どもの町がつくるとすれば、やっぱり集中型にならざるを得ないのかなと、そんな思いをしております。引き続き、調査研究をさせてもらいたいなと思ってます。

それと先ほど消化液の関係でいきますと、課長から十分お答えしたのですが、さらにちょっとつけ加えさせていただきますと、実はこれバイオガスプラントというのは全国各地で相当の数動いているのです。道内でも特に全国的にも先進地と言われている鹿追ですとか、士幌ですとか動いているのですが、それぞれのところで当然もう畑や何かに使って、いろいろなデータも出ているのですよ。ただ、議員仰せのとおり、ではうちのプラントで生産される消化液がどんな作物でどういう効果があって、例えば場合によってはこの作物ではだめだよということもあるかもしれないということもあって、これは建設決まった段階で私のほうから普及センターの所長に実はこういうことつくるんだと、ぜひこれは普及センターの力も借りてですよ、足寄で生産された消化液で足寄で生産されている、作付されている作物で、もとより僕は草草も含めてやってくれという話ししているのですが、そういうことできないかということ、打診したところ、これはもう十勝的に取り組むということになって、先ほど課長が詳しく説明をさせていただいたような取り組みになっているということでもありますから、そこまでいくには本当に少し1年か2年かかるかなと思ってます。場合によっては、普及センターの所長に、場合によっては町が金出してもいい、農協さんのほうに支援してもいいんだと、そんなお話もさせていただいております。

いずれにしてもせっかくできる施設ですから有効、いろいろな意味で有効活用できるようにしていきたいなというふうに思っています。

今申し上げた、場合によっては国の補助をもらいながら、道の補助ももらいながらとい

うことで考えてますけれども、場合によっては今後町からの支援ということも検討する時期が来るかもしれませんので、そのときはまた議会にも相談をさせていただきたいというふうに考えてますので、あわせて御理解のほどよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） ここで、やはり今町長のほうから答弁をいただいたわけなのだけれども、これきょうの議会の中で、来春は町長はもう出ないというようなことも言われたわけなのだけれども、私も町長は今までずっとこの足寄町の基幹産業は農業だという形の中で進めてきていただいた。その中で、一番大きな事業というのは芽登のこのバイオガス事業なわけなのだけれども、これがやはりこれだけでは済まない、これから先に向けて上利別の方面、そしてまた螺湾方面、これをやっぱりつくっていかねばならないのではないかなという気が私はするわけなのだけれども、そこでこの農業についての思い、最後に町長のほうからもう一度お伺いをして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 本当に繰り返しになりますけれども、足寄町の基幹産業、一次産業、とりわけ農業と林業だというふうに私は思っています。

農業分野でいきますと、本当にこの間とりわけ畜産部門、これは酪農、それから畜産、和牛関係含めて、これはいろいろな要因があって本当に生産者の皆さん方には数年にわたっていい時代が続いたなど、こんなふうに思っているところであります。

引き続いてそういうことが継続されるかなと思っておりますが、ただやっぱり国際情勢、とりわけ国際情勢です。TPP11、格好いいですけどもね。これが実は年末に発効するということでありまして。まずは牛肉関係です。これがどういう影響あるのかな

と。それからもっと言えば、酪農についてもまずは直面しているのはチーズ、とりわけ北海道産の生乳は加工用が多いわけですから、ここの影響もどうなのかなと心配してます。当面は大丈夫だというふうに思うのです。これは国も対策と称して相当大的な対策費をぶってます。これが何年続くのかなと。次に控えているのはやっぱりアメリカです。本当は12だったのですが、アメリカが抜けましたから11（イレブン）なんて格好いい言葉になってますけれども、それからもっと言えばEUとの関係もありますから、外圧と申しますか、外国との関係です。国も限られた予算の中ですから、とりわけいろいろな酪農対策、酪農畜産対策というのはやっぱり原資、国の原資です。対策の原資というのはやっぱり関税が主な財源だったわけですね。これがなくなってしまうわけですから、財源なくなる中で、では新たな対策をどの程度何年間できるのかというのは、しよせん僕は素人です。しよせん頭悪いですから、どういう仕組みでどう組み立てるのか。これはもう国の頭のいい人がたくさんいますから、そこはもう何とか何とでも対策をぶってよということで、これは引き続き経済団体、農業団体含めて、それから全国の自治体を含めて、それは強力な運動をしていかなければいけないことなのだろうなというふうに思っています。そのところをちょっと横に置くとすれば、本当に農業分野も林業分野も着実な、よほど変なことしない限りはまだまだ伸びる余地はあるなど、こんなふうに思っています。

後継者不足の問題もずっと対策ぶってきましてけれども、今年度から来年にかけても既に3戸の新規就農者がもう決まっている。その中で、4戸になるのかな。1戸は初めて畑作についても1戸新規就農者が入るという、こういうことになってますから、本当に一次産業、とりわけ農業でいけば悲観的なことにはならないというふうには私は思っています。ただそういう中であってやっぱり畑作に

ついてよほどやっぱり、これから皆さんちょっと知恵出し合って、単純な話をすればですよ、従来のままの作物でいいのか、あるいは新規作物、反収の上がる新規作物がいいのかということも含めてですね、これはもうどの時点ででもそういう次、新しい考えといいますかね。試みといいますか、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、場合によってはリスクをしようということにもなるかもしれませんけれども、それは行政も含めてJAも含めて、生産者の方も含めて、それはやっぱり本当にいろいろな思いをめぐらせて具体的な取り組みということを、ターゲットを絞ると言ったらまた言い方おかしいかもしれませんけれども、そういうことでそれぞれ皆さん方が努力をしていけば、本当に持続可能な、何ぼ条件不利な足寄町のいえども持続可能なことになるのではないのかなど、そんなふうに思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

4番。

○4番（木村明雄君） これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、4番木村明雄君の一般質問を終えます。

次に6番前田秀夫君であります。欠席のため、一般質問は行いません。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月13日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時06分 散会